

AG002-00-20-A

# 建築機械設備工事一般仕様書

令和2年4月

日本下水道事業団



## 本図書の取扱いについて

本図書は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が自ら実施するポンプ場・処理場等の設計・施工等に限定して適用するために作成したものです。

本図書を適用する場合、事業団による検討に基づく条件設定を行うことが前提となります。従って、事業団が実施しない業務には適用しないでください。

事業団が実施しない業務への本図書の適用には、事業団は一切の責任を負いません。



# 目 次

## 第1章 一般共通事項

### 第1節 一般事項

第101条	適用	1
第102条	用語の定義	2
第103条	設計図書の照査等	5
第104条	請負代金内訳書及び工程表の提出	6
第105条	CORINSの登録	6
第106条	監督職員	6
第107条	施設の保全	7
第108条	資格を必要とする作業	7
第109条	工事用電力及び用水	7
第110条	工事対象物の保管責任	7
第111条	工事完成後の処理	7
第112条	工事現場の明示	7
第113条	工事用地等の使用	7
第114条	工事の着手	8
第115条	工事の下請負	8
第116条	施工体制台帳	8
第117条	受注者相互の協力	9
第118条	調査・試験に対する協力	9
第119条	工事の一時中止	10
第120条	設計図書の変更	10
第121条	工期変更	10
第122条	支給材料及び貸与物件	11
第123条	工事完成検査	12
第124条	既済部分検査及び一部完成検査	13
第125条	中間技術検査	13
第126条	特命検査	14
第127条	部分使用	14
第128条	履行報告	14
第129条	工事関係者に対する措置請求	14
第130条	事故報告書	14
第131条	施設管理	14
第132条	官公庁等への手続き等	15
第133条	施工時期及び施工時間の変更	15
第134条	提出書類	16
第135条	不可抗力による損害	16
第136条	保険の付保・揭示及び事故の補償	16
第137条	火災保険等	17
第138条	臨機の措置	17
第139条	他の仕様書を適用する工事	17
第140条	試運転調整	17
第141条	書類の書式等	17
第142条	設計図書等の取扱い	18
第143条	疑義に対する協議等	18
第144条	特許権等	18

第 145 条	文化財の保護	18
第 146 条	諸法令の遵守	18
第 2 節 工事関係図書		
第 147 条	実施工程表	21
第 148 条	施工計画書	21
第 149 条	施工図等	22
第 150 条	工事の記録	22
第 3 節 工事現場管理		
第 151 条	施工管理	22
第 152 条	主任技術者等	22
第 153 条	電気保安技術者	22
第 154 条	工専用電力設備の保安責任者	23
第 155 条	施工条件	23
第 156 条	品質管理	23
第 157 条	施工中の安全確保	23
第 158 条	発生材の処理等	24
第 159 条	建設副産物	25
第 160 条	交通安全管理	25
第 161 条	災害時の安全確保	25
第 162 条	施工中の環境保全等	26
第 163 条	養生	26
第 164 条	後片付け	26
第 4 節 機器及び材料		
第 165 条	環境への配慮	26
第 166 条	機器及び材料の品質等	26
第 167 条	材料の搬入	27
第 168 条	材料の検査等	27
第 169 条	材料の検査に伴う試験	29
第 170 条	材料の保管	29
第 5 節 施工		
第 171 条	施工	29
第 172 条	技能士	29
第 173 条	技能資格者	30
第 174 条	一工程の施工の確認及び報告	30
第 175 条	施工の検査等	30
第 176 条	施工の検査等に伴う試験	30
第 177 条	施工の立会い等	30
第 178 条	工法の提案	30
第 179 条	化学物質の濃度測定	30
第 6 節 完成図等		
第 180 条	完成時の提出図書	31
第 181 条	工事完成図	31
第 182 条	保全に関する資料	31
第 7 節 その他		
第 183 条	公共事業労務費調査に対する協力	32

## 第2章 空気調和設備・換気設備

### 第1節 送風機

第201条	耐食性送風機	33
-------	--------	----

### 第2節 ダクト及びダクト付属品

第205条	ステンレス製ダクト及びステンレス製ダクト付属品	33
第206条	ビニル製ダクト及びビニル製ダクト付属品	41

## 第3章 分析ガス設備

### 第1節 分析ガス設備

第301条	一般事項	50
第302条	配管工事	50
第303条	機材	51

## 第4章 排水設備

### 1節 安全水槽

第401条	安全水槽	52
-------	------	----

## 別紙

別紙1	工事標示板	53
別紙2	施工体制台帳に係る書類の提出について	57
別紙3	火災保険等の取扱について	61
別紙4	建築機械設備工事記録写真撮影要領	65
別紙5	工事完成図書等一覧表	69
別紙6	「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての 石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示」	75
別紙7	「建設リサイクル法に関する工事実施要領」	79

# 第 1 章 一般共通事項

## 第 1 節 一般事項

### 第 101 条 適用

1. 建築機械設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、日本下水道事業団の発注する建築機械工事に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく、施工管理体制を遵守しなければならない。
3. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面又は一般仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面にかかれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書及び施工計画書等の提出書類には、SI 単位を使用するものとする。SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は{ }内を非 SI 単位とする。
6. 建築物等の新築及び増築に係る工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）を、建築物等の改修に係る工事は、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）を併せて適用する。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書の各々 1 章一般共通事項は、適用しないものとする。
7. 標準仕様書及び改修標準仕様書の各々 2 章以降の各章は、一般仕様書の第 1 章一般共通事項と併せて適用する。
8. 標準仕様書及び改修標準仕様書の各々 2 章以降の各章において、一般事項が 1 節に規定されている場合は、2 節以降の規定と併せて適用する。
9. すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）から（7）の順とし、これにより難しい場合は、一般仕様書第 143 条による。
  - （1） 質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
  - （2） 現場説明書
  - （3） 特記仕様書
  - （4） 図面
  - （5） 本書
  - （6） 改修標準仕様書（改修に係る工事に限る）

(7) 標準仕様書

第 102 条  
用語の定義

1. 「監督職員」とは、工事現場の状況に精通し設計図書に基づいて工事が完全に施工されるよう監督し、受注者に対する監督行為（指示、承諾、協議、通知、提出、提示、立会、確認、報告）を行う者をいい、主任監督員、監督員、監督業務員及び監理員を総称していう。
2. 「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
3. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
4. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、一般仕様書、現場説明用設計書、工事現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
  - (1) 「仕様書」とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。
    - ① 「一般仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
    - ② 「特記仕様書」とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面、及び、受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
  - (2) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
  - (3) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
  - (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
5. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
6. 「承諾」とは契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
7. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
8. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

9. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
10. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
11. 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者と又は現場代理人の間で監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
12. 「納品」とは、受注者が、監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
13. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
14. 「JS版工事情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
15. 「書面」とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、JS版工事情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
16. 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
17. 「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付した提出される非定型の資料をいう。
18. 「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。
19. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、提出される書類をいう。
20. 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
21. 「電子成果品」とは、設計図書に規定される工事完成図書のうち、電子納品要領（案）に基づいて作成した電子データをいう。
22. 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。
23. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
24. 「立会」とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
25. 「基本品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態

が有している品質をいう。

26.「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。

27.「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

28.「特記」とは、前条の第9項の(1)から(4)に指定された事項をいう。

29.「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

30.「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。

31.「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。

32.「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。

33.「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

34.「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。

35.「段階確認」とは、設計図書に示された工種について、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

36.「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

37.「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

38.「特命検査」とは、検査要領に基づき不可視部分について完成検査を補完するため並びに契約書第34条の規定による部分使用が行われる工事及び完成検査時に適正な検査の実施が不可能となる工事等について行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

39.「中間技術検査」とは、工事等の施工の中途において工事の主要な部分に対し施工状況、出来形、品質及び性能が適正であるかを確認する検査であり、請負代金の支払いを伴うものではない。

40.「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は、設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の

負担とする。

41. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

42. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

43. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。

44. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

45. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

46. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

47. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

48. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

49. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は委託団体に属する。

50. 「JIS 規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書の JIS 製品記号は、JIS の国際単位系 (SI) 移行 (以下「新 JIS」という。) に伴い、すべての新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合には、旧 JIS 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

51. 「JAS」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく日本農林規格をいう。

52. 「SI」とは、国際単位系をいう。

### 第 103 条 設計図書の 照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、一般仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書等、市販されているものについては受注者が備えなければならない。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は従わなければならない。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
4. 受注者は、計画通知に係る設計図書の照査を行い、内容に疑義が生じた場合は、監督職員に報告する。

**第 104 条**  
**請負代金内**  
**訳書及び工**  
**程表の提出**

1. 受注者は、契約書第 3 条に「請負代金内訳書」（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。
3. 受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

**第 105 条**  
**CORINS の登**  
**録**

1. 受注者は、受注時又は変更時における工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時の工事实績情報として「登録のための確認のお願い」「訂正のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は、工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）
2. 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録の変更は必要としない。ただし、工事請負代金額が 2,500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

**第 106 条**  
**監督職員**

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

<p>第 107 条 施設の保全</p>	<p>1. 受注者は、既設構造物を汚染し、又はこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。</p>
<p>第 108 条 資格を必要とする作業</p>	<p>1. 受注者は、資格を必要とする作業がある場合は、それぞれの資格を有するものに施工させなければならない。</p>
<p>第 109 条 工事中の電力及び用水</p>	<p>1. 受注者は、工事中及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料については、受注者の責任で処理しなければならない。</p>
<p>第 110 条 工事対象物の保管責任</p>	<p>1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。</p>
<p>第 111 条 工事完成後の処理</p>	<p>1. 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃しなければならない。</p>
<p>第 112 条 工事現場の明示</p>	<p>1. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に工事名、期間、事業主体名、発注者名、工事受注者名、住所及び現場代理人氏名を記入した工事標示板（別紙 1）を設置しなければならない。なお、工事完成後は速やかに工事標示板を撤去しなければならない。</p>
<p>第 113 条 工事用地等の使用</p>	<p>1. 受注者は、委託団体等から工事用地等の提供あるいは使用承諾を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督</p>

職員の指示に従い復旧の上、速やかに委託団体等に返還しなければならない。工事の完成前において、委託団体等が返還を要求した場合も速やかに委託団体等に返還しなければならない。

5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 第114条 工事の着手

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約図書に定める工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

#### 第115条 工事の下請負

1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - (2) 下請負人が事業団の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
  - (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

#### 第116条 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(別紙2)の定めるところにより施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

## 第 117 条

### 受注者相互 の協力

1. 受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

## 第 118 条

### 調査・試験に 対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力事項を行わなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 受注者は、当該工事が「日本下水道事業団会計規程第 58 条の基準及び事務手続について」（平成 18 年 8 月 28 日付経会発第 74 号、事事発第 20 号）第 1 の調査基準価格を下回った価格で契約する場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳の写しを監督職員に提出しなければならない

い。

(2) 施工体制台帳の写しの提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。

(3) 一般仕様書 149 条に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。

6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

### 第 119 条 工事の一時 中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第 27 条「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。

3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

### 第 120 条 設計図書の 変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

### 第 121 条 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条に

において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表(変更)その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

**第 122 条  
支給材料及  
び貸与物件**

1. 受注者は、発注者等から支給材料及び貸与物件の提供を受けた場合は、契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の清算が可能な場合は、その時点。)に、支給材料の精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不要となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないもの

とする。

7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
  8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
  9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者等に属するものとする。
- 第 123 条  
工事完成検査
1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
  2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
    - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
    - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
    - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
    - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
  3. 発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
  4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
    - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄
    - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
  5. 検査職員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
  6. 受注者は、当該工事完成検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
  7. 補修の完了が確認された場合には、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
  8. 受注者は、施工段階で「工事完成検査時確認書」について監督職員と協議・確認を行い、検査時に監督職員の確認を受け、各課題の対応策について適切に実施されたことを報告する。なお、「工事完成検査時確認書」は、事業団の事後点検等連絡協議会において、総合試運転等で指摘された事項から、施工ヘフィードバックすべき事項をとりまとめたもので、監督職員より提示する。

第 124 条  
既 済 部 分 検  
査 及 び 一 部  
完 成 検 査

1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査又は指定部分に係る一部完成検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄え
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
4. 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査及び一部完成検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
6. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、一部完成検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 8 項の規定を準用する。

第 125 条  
中 間 技 術 検  
査

1. 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
3. 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。なお、検査内容については完成検査と同等とする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 受注者は、当該中間技術検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 6 項の規定を準用する。

<p>第 126 条 特命検査</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、必要に応じて特命検査を受けなければならない。</li> <li>2. 特命検査を行う日は、受注者の意見をきいて、発注者が定める。</li> <li>3. 受注者は、当該特命検査にあたっては、第 123 条第 6 項の規定を準用する。</li> <li>4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄え</li> <li>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</li> </ol> </li> </ol>
<p>第 127 条 部分使用</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。</li> <li>2. 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、特命検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</li> </ol>
<p>第 128 条 履行報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出するものとする。</li> </ol>
<p>第 129 条 工事関係者 に対する措 置請求</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</li> <li>2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</li> </ol>
<p>第 130 条 事故報告書</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事務報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。また、国土交通省建設工事事務データベースシステムに登録する様式について、原則としてインターネットを利用して提出しなければならない。</li> </ol>
<p>第 131 条 施設管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。  <p style="margin-left: 2em;">なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。</p> </li> <li>2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発</li> </ol>

注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが、第1項の諸法令に照らし不相当である場合又は、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

**第132条  
官公庁等へ  
の手続き等**

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにかかる許可・承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。  
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
10. 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

**第133条  
施工時期及  
び施工時間  
の変更**

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 134 条  
提出書類

1. 受注者は、提出書類を事業団が定める「工事請負契約関係様式集」に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、現場説明の際指定した書類をいう。

第 135 条  
不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。
2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 波浪、高潮に起因する場合  
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
  - (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
    - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上
    - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上
    - ④ その他設計図書で定めた基準
  - (3) 強風に起因する場合最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
  - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
  - (5) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第 30 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

第 136 条  
保険の付保・揭示及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後 1 カ月以内に、監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を行わなければならない。
5. 受注者は、労災保険に関する項目を、常時工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

**第 137 条  
火災保険等**

1. 受注者は、工事目的物及び工事材料を別紙 3 により火災保険等に付さなければならない。

**第 138 条  
臨機の措置**

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

**第 139 条  
他の仕様書を適用する  
工事**

1. 受注者は、建築機械設備工事の中に土木工事、建築工事、建築電気設備工事、機械設備工事、電気設備工事が含まれる場合には、土木工事一般仕様書、建築工事一般仕様書、建築電気設備工事一般仕様書、機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書に準拠して施工しなければならない。

**第 140 条  
試運転調整**

1. 受注者は、関連する建築及び建築設備、機械設備、電気設備を含む総合的機能の確認及び調整等（総合点検）を実施し、監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、関連する機械設備及び電気設備の総合試運転に協力しなければならない。

**第 141 条  
書類の書式等**

1. 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。
2. 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従ってこれを行うとともに、作成したものを監督職員に提出する。

<p>第 142 条 設計図書等の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。</li> <li>2. 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、これらの工事関係図書が市販されている場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</li> </ol>
<p>第 143 条 疑義に対する協議等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督職員と協議する。</li> <li>2. 1.の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。</li> <li>3. 1.の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、一般仕様書第 150 条第 1 項による。</li> </ol>
<p>第 144 条 特許権等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、特許権を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</li> <li>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成 12 年 3 月改正 法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。  <p style="margin-left: 40px;">なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> </li> </ol>
<p>第 145 条 文化財の保護</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</li> <li>2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、委託団体が、当該埋蔵物の権利を保有するものである。</li> </ol>
<p>第 146 条 諸法令の遵</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、</li> </ol>

主な法令は以下に示すとおりである。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 会計法                 | (昭和 22 年法律第 35 号)  |
| (2) 建設業法                | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法          | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法               | (昭和 22 年法律第 49 号)  |
| (5) 労働安全衛生法             | (昭和 47 年法律第 57 号)  |
| (6) 作業環境測定法             | (昭和 50 年法律第 28 号)  |
| (7) じん肺法                | (昭和 35 年法律第 30 号)  |
| (8) 雇用保険法               | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (昭和 22 年法律第 50 号)  |
| (10) 健康保険法              | (昭和 11 年法律第 70 号)  |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成 3 年法律第 94 号)   |
| (14) 道路法                | (昭和 27 年法律第 180 号) |
| (15) 道路交通法              | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (16) 道路運送法              | (昭和 26 年法律第 183 号) |
| (17) 道路運送車両法            | (昭和 26 年法律第 186 号) |
| (18) 砂防法                | (明治 30 年法律第 29 号)  |
| (19) 地すべり等防止法           | (昭和 33 年法律第 30 号)  |
| (20) 河川法                | (昭和 39 年法律第 167 号) |
| (21) 海岸法                | (昭和 31 年法律第 101 号) |
| (22) 港湾法                | (昭和 25 年法律第 218 号) |
| (23) 港則法                | (昭和 23 年法律第 174 号) |
| (24) 漁港法                | (昭和 25 年法律第 137 号) |
| (25) 下水道法               | (昭和 33 年法律第 79 号)  |
| (26) 航空法                | (昭和 27 年法律第 231 号) |
| (27) 公有水面埋立法            | (大正 10 年法律第 57 号)  |
| (28) 軌道法                | (大正 10 年法律第 76 号)  |
| (29) 森林法                | (昭和 26 年法律第 249 号) |
| (30) 環境基本法              | (平成 5 年法律第 91 号)   |
| (31) 火薬類取締法             | (昭和 25 年法律第 149 号) |
| (32) 大気汚染防止法            | (昭和 43 年法律第 97 号)  |
| (33) 騒音規制法              | (昭和 43 年法律第 98 号)  |
| (34) 水質汚濁防止法            | (昭和 45 年法律第 138 号) |

- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)
- (36) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- (38) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
- (39) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)
- (40) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (41) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (42) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)
- (43) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (44) 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
(昭和 12 年法律第 104 号)
- (46) 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (47) 駐車場法 (平成 11 年法律第 160 号)
- (48) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (49) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- (50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(平成 12 年法律第 127 号)
- (51) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成 12 年法律第 100 号)
- (52) 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号)
- (53) 技術士法 (昭和 58 年法律第 22 号)
- (54) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- (55) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (56) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (57) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (58) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- (59) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- (60) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  
(昭和 42 年法律第 131 号)
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (63) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
- (64) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
(平成 18 年法律第 62 号)

- (65) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)
- (66) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
- (67) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
(平成 15 年法律第 58 号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが、第 1 項の諸法令に照らし不相当である場合又は、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

## 第 2 節 工事関係図書

### 第 147 条 実施工程表

1. 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2. 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
3. 2 によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
4. 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
5. 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

### 第 148 条 施工計画書

1. 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
2. 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
3. 2 の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
4. 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

第 149 条  
施工図等

1. 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
2. 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。
3. 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないようないよう適切な措置を講ずる。

第 150 条  
工事の記録

1. 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
2. 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
3. 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
4. 次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。工事写真の撮影方法等は、別紙 4 による。
  - （1）工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
  - （2）一工程の施工を完了した場合
  - （3）施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
  - （4）設計図書に定められた施工の確認を行った場合
5. （1）から（4）の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。

### 第 3 節 工事現場管理

第 151 条  
施工管理

1. 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
2. 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

第 152 条  
主任技術者等

1. 主任技術者等は、設計図書に定められた者又はこれらと同時以上の能力のあるものとする。
2. 主任技術者等は、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出する。
3. 主任技術者等は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。

第 153 条  
電気保安技術

1. 受注者は、当該工事における電気工作物の工事を行うに当り必要な資格を有する者を、電気保安技術者として選任するものとし、その資格又は知識及び経験を証明

者	<p>する資料を監督職員に提出する。</p> <p>2. 受注者が選任した電気保安技術者は、関係法令に従い電気工作物の保安業務を行う。</p>
第 154 条 工 事 用 電 力 設 備 の 保 安 責 任 者	<p>1. 工事電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。</p> <p>2. 保安責任者は、適切な保安業務を行う。</p>
第 155 条 施 工 条 件	<p>1. 施工時間</p> <p>(1) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出する。</p> <p>2. (1) 以外の施工条件は、特記による。</p>
第 156 条 品 質 管 理	<p>1. 一般仕様書第 148 条第 2 項による品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。</p> <p>2. 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。</p> <p>3. 試験又は検査の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。</p>
第 157 条 施 工 中 の 安 全 確 保	<p>1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 1 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け 建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。</p> <p>2. 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>3. 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。</p> <p>4. 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来たさないような施工方法等を定める。ただし、</p>

これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

5. 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
6. 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。
  - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
  - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、速やかに誠意をもって対応する。
7. 受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。
  - (1) 酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物等に入入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画書の作成を行うこと。
  - (2) 焼却炉、炭化炉、または薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、関連事故に備えた堆肥計画書の作成を行うこと。
8. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害発生が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し迅速に対応できる事故防止対策・退避計画の作成を行うこと。
9. 災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合において、受注者は、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

## 第 158 条

### 発生材の処理等

1. 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用を努める。

なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
2. 発生材の処理は、次による。
  - (1) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。

なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
  - (2) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。

なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督職員に提出する。

**第 159 条**  
**建設副産物**

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事用に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。

**第 160 条**  
**交通安全管理**

1. 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の進行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

**第 161 条**  
**災害時の安全確保**

1. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

<p>第 162 条          施工中の環境          保全等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。</li> <li>2. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。</li> <li>3. 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。</li> </ol>
<p>第 163 条          養生</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。</li> </ol>
<p>第 164 条          後片付け</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。</li> </ol>

#### 第 4 節 機 器 及 び 材 料

<p>第 165 条          環境への配慮</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。</li> <li>2. 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。</li> <li>3. 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。</li> </ol>
<p>第 166 条          機器及び材料          の品質等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。</li> <li>2. 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書において JIS 又は JAS によると指定された材料で、JIS 又は JAS のマークの表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</li> <li>3. 調査を要する材料については、調査に先立ち、調査表等を監督職員に提出する。</li> </ol>

4. 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。
5. 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
6. 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、一般仕様書第 143 条による。
7. 右記表 1.4.1 による機材は事務所監督職員の確認を受け、設計センター監督職員の承諾を受ける。

**第 167 条**  
**材料の搬入**

1. 材料の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

**第 168 条**  
**材料の検査等**

1. 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
2. 1.による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。
3. 設計図書に定める JIS 又は JAS のマークの表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
4. 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないとき監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

表 1.4.1 設計センター監督職員による承諾機材

工事項目	機材名	種類及び形式等
給排水衛生設備	ポンプ	揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット、給湯用循環ポンプ、汚水・雑排水・汚物用水中モータポンプ、消火ポンプユニット等
	給湯ボイラー及び湯沸器	給湯ボイラー、給湯用簡易ボイラー、温水発生機、ガス湯沸器、電気温水器等
	タンク	鋼板製タンク、ステンレス鋼板製タンク、FRP製タンク、貯湯タンク、給湯用補給水タンク、給湯用膨張タンク等
	消火機器	屋内消火栓、連結送水管、屋外消火栓、泡消火装置、粉末消火装置、連結散水装置等
空気調和設備	ボイラー	鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、温風暖房機等
	冷凍機	チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、直だき吸収冷温水機、小形吸収冷温水機ユニット等
	冷却塔	FRP製冷却塔等
	空気調和機	パッケージ形空気調和機、ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット等
	空気清浄装置	パネル形エアフィルター、折込み形エアフィルター、自動巻取形エアフィルター等
	ポンプ	空調用ポンプ、オイルポンプ等
	全熱交換器	回転形・静止形全熱交換器、全熱交換ユニット等
	送風機類	遠心送風機、軸流送風機、斜流送風機、排煙機、耐食性送風機、ダクトサイレンサ等、騒音対策に係るもの（計算書等）
	タンク及びヘッダー	熱交換器、膨張タンク、ヘッダー、オイルタンク、オイルサービスタンク等
水質試験機器	ドラフトチャンバー、排ガス洗浄装置等	
自動制御設備	自動制御機器	自動制御機器、制御盤等
分析ガス設備	分析ガス用機器	供給集合装置、取出し弁装置、圧縮空気供給装置等
昇降機設備	昇降機設備	エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備等

注) 圧力扇、換気扇類、衛生器具等は事務所監督職員の承諾とする。

- 第 169 条**  
**材料の検査に伴う試験**
1. 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。
  2. 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督職員に提出する。
  3. 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行う。  
なお、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受ける。
  4. 試験は、原則として、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
  5. 試験の結果は、一般仕様書第 150 条第 3 項により、監督職員の承諾を受ける。
  6. 検査及び試験を行うべき機材等は「標準仕様書」による。ただし、ドラフトチャンバー、排ガス洗浄装置は下記表 1.4.2 による。
- 第 170 条**  
**材料の保管**
1. 搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないようにする。

表 1.4.2

機材	試験項目
ドラフトチャンバー	風 量
排ガス洗浄装置	送風機、ポンプの性能試験、洗浄能力、槽の満水、洗浄塔の散水

## 第 5 節 施 工

- 第 171 条**  
**施工**
1. 施工は、設計図書及び施工計画書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表及び施工図等に従って行う。
  2. コンクリート打込み等で設備等が隠ぺいとなる部分を施工する場合は、別契約の関連工事の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行なわない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 第 172 条**  
**技能士**
1. 技能士は次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。  
(1) 技能士は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の工場を図るための作業指導を行う。

**第 173 条**  
**技能資格者**

1. 技能資格者は、設計図書に定められた技量を有する者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。
2. 技能資格者は、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

**第 174 条**  
**一工程の施工の  
確認及び報告**

1. 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。  
なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

**第 175 条**  
**施工の検査等**

1. 設計図書に定められた場合、一般仕様書第 174 条により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。
2. 1.による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
3. 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

**第 176 条**  
**施工の検査等  
に伴う試験**

1. 施工の検査等に伴う試験は、一般仕様書第 169 条に準じて行う。

**第 177 条**  
**施工の立会い  
等**

1. 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
2. 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

**第 178 条**  
**工法の提案**

1. 設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議する。

**第 179 条**  
**化学物質の濃  
度測定**

1. 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
2. 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。
3. 測定を実施した場合は、測定結果を取りまとめ、監督職員に提出する。

## 第6節 完 成 図 等

### 第180条 完成時の提出 図書

1. 受注者は、工事完成図書(別紙5参照)として以下の書類を提出しなければならない。
  - (1) 工事完成図
  - (2) 保全に関する資料
  - (3) 工事記録写真
  - (4) その他(別紙5に示す書類)
2. 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したものとする。
3. 受注者は、「工事完成図書電子納品要領(案)」(日本下水道事業団)に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子データの作成にあたっては、監督職員と協議のうえ電子化の範囲等を決定しなければならない。
4. 受注者は、「電子納品チェックシステム(工事用)」(日本下水道事業団)によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

### 第181条 工事完成図

1. 工事完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、右記表1.7.1による。
2. 工事完成図(施工図及び施工計画書を除く。)の様式等は、次による。
  - (1) 完成図の作成方法及び原図のサイズは、特記による。特記がなければ、原図はCADで作成し、トレーシングペーパーに出力するものとする。  
なお、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。
  - (2) 提出は、原図及びその複写図(2部)とする。
  - (3) CADデータの提出は、特記による。
3. 施工図は、監督職員の承諾を受けたもの及びその原図を提出する。ただし、原図が提出できない場合は、原図に代わる図としてよい。
4. 施工計画書は、監督職員の承諾を受けたものを提出する。

### 第182条 保全に関する 資料

1. 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ別紙5による。
  - (1) 建築物等の利用に関する説明書
  - (2) 機器取扱い説明書
  - (3) 機器性能試験成績書

- (4) 官公署届出書類
  - (5) 主要な材料・機器一覧表等
  - (6) 総合調整測定表
2. (1) の資料の作成に当たっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は、監督職員に内容の説明を行う。

表 1.7.1 完成図の種類及び記入方法

種 類	記 入 内 容
配置図及び案内図	敷地及び屋外給水・排水平面図
各階平面図	ダクト、配管、撤去・新設図 など
主要機械室 詳細図	平面図、断面図
便所詳細図	平面図
各種系統図	ダクト、配管、衛生設備 など
主要機器 一覧表	品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等
ボイラー、冷凍機、昇降機 等の主要機器図	監督職員の承諾を受けた製作図をもって 機器図としてもよい。

## 第7節 そ の 他

### 第183条

#### 公共事業労務 費調査に対す る協力

1. 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工事経過後においても同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 第2章 空気調和設備・換気設備

### 第1節 送風機

#### 第201条

#### 耐食性送風機

1. 下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編 1.11.1「遠心送風機」及び 2.1.19「送風機」の当該事項による。なお、腐食性ガスとの接触部は部位に適合した耐食処理を施すこと。

(1) 構造

バランスングマシンにより調整されたもので、動的及び静的バランスが良く、運転時に騒音及び振動が少なく、かつ、所定の性能を有する構造とする。

(2) ケーシング

硬質塩化ビニル板、ガラス繊維強化プラスチック又は鋼板製（腐食性ガスとの接触部に硬質塩化ビニル板をライニングしたもの又はガラス繊維強化プラスチックを積層加工したもの）とし、必要に応じ、背板に鋼板等の保護カバーを取付けたものとする。

(3) 羽根

ガラス繊維強化プラスチック又は硬質塩化ビニルにガラス繊維強化プラスチックを積層加工し、成形したものとする。

(4) 主軸

JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）による S30C 以上、又は特殊鋼製とし、ケーシング内の腐食性ガスとの接触部には、硬質塩化ビニル又はガラス繊維強化プラスチックにて、被覆を施したものとする。

(5) 支持又は補強材

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による形鋼とする。

(6) 塗装

支持金物等及び見え掛り部は、製造者の標準仕様とする。但し設置場所等を考慮し、特記によりエポキシ樹脂（1液形）又はエポキシ樹脂（2液形）の塗装とする。

### 第2節 ダクト及びダクト付属品

#### 第205条

#### ステンレス製ダクト及びステンレス製ダ

(1) ステンレス製ダクトの区分

ダクトは使用目的や設置環境により次の SUS・A ダクト及び SUS・B ダクトの2種類とし、ダクトを表 2.4.1 により区分する。

① SUS・A ダクト

クト付属品

鋼板、フランジ、吊り金物等がすべてステンレス製(SUS 304)のものとし本仕様による。

② SUS・B ダクト

鋼板及びリベット以外の接合フランジ、補強、支持金物及び吊り金物の材質のみを亜鉛鉄板製ダクトの仕様によるものとし、他の仕様は本仕様による。

表 2.4.1 ダクトの圧力区分

ダクト区分	常用圧力 (単位 Pa)	
	正圧	負圧
低圧ダクト	+ 500以下	- 500以内
高圧1ダクト	+ 500を超え +1,000以下	- 500を超え -1,000以内
高圧2ダクト	+1,000を超え +2,500以下	-1,000を超え -2,500以内

注) 常用圧力とは、通常運転時におけるダクト内圧をいう

(2) ダクト用材料

① 鋼板及び鋼帯

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯)による SUS 304 とする。表面仕上げは No2B 又は No2D とし、JIS マーク表示品とする。

② 鋼材

JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス鋼、等辺山形鋼)及びJIS G 4303(ステンレス鋼棒)によるSUS 304とする。

③ リベット

JIS B 1213(冷間成形リベット)に準ずるステンレス(SUS 304)リベットとする。

④ ボルト及びナット

JIS B 1180(六角ボルト)に及びJIS B 1181(六角ナット)に準ずるステンレス(SUS 304) とする。

⑤ フランジ用ガスケット

フランジ用ガスケットとしての十分な機能を有するものとする。

⑥ シール材

シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。

(3) スパイラルダクト

① 直管

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯）による SUS 304 を用いてスパイラル状に甲はぜかけ機械まきをしたもので、その内径寸法及び外形寸法の許容差は JIS S 4009 による。スパイラルダクトの板厚及びはぜのピッチは、表 2.4.2 及び表 2.4.3 による。

表 2.4.2 スパイラルダクトの板厚（単位mm）

ダクト圧力区分	低压ダクト	高压1ダクト	高压2ダクト	板厚
ダクトの内径	560以下	250以下		0.5
	560を超え800以下	250を超え560以下		0.6
	800を超え1,000以下	560を超え800以下		0.8
	1,000を超えるもの	800を超え1,000以下		1.0
	—	1,000を超えるもの		1.2

表 2.4.3 スパイラルダクトのはぜのピッチ（単位mm）

内径寸法	はぜのピッチ
100	125 以下
100 を超え 1,250 以下	150 以下

注) はぜ折りの幅は、4.0mm 以上とする。

② 継手

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯）による SUS 304 を用いてはぜ継ぎ又は全周溶接したものとする。継手の外形寸法許容差込み長さは表 2.4.4 及び表 2.4.5 による。

表 2.4.4 継手の板厚（単位mm）

ダクト内径	最小厚さ
315以下	0.6
315を超え710以下	0.8
710を超え1,000以下	1.0

表 2.4.5 継手の差込み長さ（単位 mm）

呼称寸法	差込み長さ
125以下	60 以上
125を超え300以下	60 以上
300を超え1,000以下	60 以上

#### (4) ステンレス製ダクト付属品

次によるほか、「標準仕様書」の第3編第1章第14節（ダクト及びダクト付属品）、第15節（制気口・ダンパー）の当該事項に準ずる。ステンレス鋼板及びステンレス鋼棒は、SUS 304とする。

##### ① チャンバー

チャンバーの使用材料はステンレス製長方形ダクトの該当事項によるものとし、ユニット形空気調和機及びパッケージ形空気調和機に設けるサプライチャンバー及びレターンチャンバーには、点検口及び温度計取付け座を設ける。

##### ② 吹出口及び吹込口

ア. ユニバーサル形吹出口取付け枠、可動羽根及び背部のシャッターは、ステンレス鋼板製とし、取付け枠の板厚は0.8mm上とする。

イ. 吸込口の取付け枠及びスリットは、ステンレス鋼板製とし、枠の板厚さ1.0mm以上、背部のシャッターは、厚さ0.8mm以上のステンレス鋼板製とする。

##### ③ 風量調整ダンパー

ケーシング及び可動羽根は板厚1.2mm以上のステンレス鋼板製とし、ダンパー軸、開閉指示器及び調節ハンドル等は、ステンレス鋼板製又はステンレス鋼棒製とする。また、軸受の材質は、ステンレス、セラミック又はテフロン製とし、その他の構造については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準図」という。）に準ずる。

##### ④ 防火ダンパー

ケーシング及び可動羽根は、板厚1.5mm以上のステンレス鋼板製とし、温度ヒューズホルダ等の自動開閉装置は、ステンレス製とする。ダンパー軸、軸受などの材質及び構造は、上記風量調節ダンパーに準ずる。ダンパーは、防火機能の確実なものとし、建築基準法令に適合したものとする。

##### ⑤ 防煙ダンパー

ケーシング及び可動羽根の板厚並びにダンパー軸及び軸受けの材質、構造等は、上記防火ダンパーによるが、自動開閉装置は可能な限りステンレス製とし、必要によりステンレス鋼板製の保護カバーを取付ける。

なお、復帰操作は遠隔式とする。

##### ⑥ 防火防煙ダンパー

上記防煙ダンパーに温度ヒューズを設けたものとする。ダンパーは、防火機能の確実なものとし、建築基準法令に適合したものとする。

##### ⑦ ピストンダンパー

ケーシング及び可動羽根の板厚並びにダンパー軸及び軸受けの材質、構造等は、上記防火ダンパーによる。ピストンレリーザはステンレス製とし、復帰

操作は遠隔式とする。

⑧ 風量測定口

ステンレス製、アルミ合金又は亜鉛合金製とし、熱線風速計及びマノメータによる風量などの測定ができる構造のものとする。なお、取付け個数は、長辺300mm以下は1個、長辺300mmを超え700mm以下は2個、700mmを超えるものは3個とし、その取付け位置は特記による。

⑨ 排気フード

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS 304 製で、構造などは、「標準仕様書」第3編 1.14.7（排気フード）による。

(5) ダクトの製作及び取付け

下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）による。ダクト製作のための溶接は、アーク（TEG 及び MIG）又は抵抗（スポット）溶接とし、溶接後は、スパッター、スケール等をワイヤーブラシ又はグラインダーなどで十分に除去する。

① 長方形ダクト

ア. 板の継目

- a. ダクトのかどの継目は、2 箇所以上とし、ピッツバーグはぜ、若しくはボタンパンチスナップはぜ又は溶接とする。
- b. 流れに直角方向の継目は、流れ方向に内部甲はぜ継ぎ又は溶接とし、同一面において、ピッチ 1,000mm 以上で側面の継目とは、350mm 以上離さなければならない。
- c. 流れ方向の継目は、標準の板で板取りできないもの限り内部甲はぜ継ぎ又は溶接とする。

イ. ダクトの板厚

低压ダクト、高压 1 ダクト及び高压 2 ダクトの板厚は表 2.4.6 による。

なお、ダクトの両端寸法が異なる場合は、最大寸法側の板厚を適用する。

表2.4.6 ダクトの板厚(単位mm)

	低压ダクト	高压1ダクト	高压2ダクト	板厚
ダクトの 長辺	750以下	—	—	0.5
	750を超え1,500以下	—	—	0.6
	1,500を超え2,200以下	—	450以下	0.8
	2,200を超えるもの	—	450を超え1,200以下	1.0
	—	—	1,200を超えるもの	1.2

ウ. ダクトの接続

- a. 表 2.4.7 による接合用フランジを用いて行う。フランジの継ぎ箇所を四隅とし、フランジ接合面の溶接部は、グラインダーなどで平滑に仕上げたのち、必要な穴あけ加工を行う。
- b. フランジとダクトの取付けはリベット又はスポット溶接とし、溶接箇所の間隔はリベットに準ずる。
- c. フランジの接合には、フランジ幅と同一のフランジ用ガスケットを使用しボルトで気密に締付ける。
- d. フランジ部のダクト端折り返しは、5mm 以上とする。
- e. ダクト折返し部の四隅にはシールを施す。

表 2.4.7 接合用材料(単位 mm)

ダクトの長辺	接合用フランジ		フランジ取付用 リベット		接合用ボルト		
	山形鋼寸法	最大間隔	呼び径	リベット	ねじの最 小呼び径	最大間隔	
						コーナー	中央
750以下	25×25×3	2,000	4.5	65	M8	100	100
750を超え 1,500以下	30×30×3	2,000	4.5	65	M8	100	100
1,500を超え 2,200以下	40×40×3	2,000	4.5	65	M8	100	100
2,200を 超えるもの	40×40×5	2,000	4.5	65	M8	100	100

エ. ダクトの補強

- a. 表 2.4.8 から表 2.4.11 による山形鋼補強とし、補強山形鋼の製作及び加工は接合用フランジに準ずる。
- b. 山形鋼とダクトの取付けはリベット又はスポット溶接とし、溶接箇所の間隔はリベットに準ずる。
- c. 長辺が 450mm 超える保温を施さないダクトは(ア)のほかに、間隔 300mm 以下のピッチで補強リブ又は横方向に間隔 500mm 以下のピッチで形鋼補強する。  
(形鋼は次の表による。)

表 2.4.8 低圧ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼	最大間隔	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径 ステンレス	リベット 最大間隔
750を超え1,500以下	30×30×3	1,000	4.5	100
1,500を超え2,200以下	40×40×3	1,000	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	1,000	4.5	100

表 2.4.9 低圧ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

ダクトの幅	山形鋼	取付箇所	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径 ステンレス	リベット 最大間隔
1,500を超え2,200以下	40×40×3	中央に1箇所	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	中央に2箇所	4.5	100

表 2.4.10 高圧ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼	最大間隔	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径 ステンレス	リベット 最大間隔
750以下	25×25×3	1,000	4.5	100
750を超え1,200以下	30×30×3	1,000	4.5	100
1,200を超え2,200以下	40×40×3	1,000	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	1,000	4.5	100

表 2.4.11 高圧ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

ダクトの幅	山形鋼	取付箇所	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径 ステンレス	リベット 最大間隔
1,200を超え2,200以下	40×40×3	中央に1箇所	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	中央に2箇所	4.5	100

オ. ダクトの吊り及び支持

a. 横走りダクトの吊りは棒鋼吊りとし、その吊り間隔は 3,000mm 以下とする。なお、横走りダクトの吊り金物は、表 2.4.12 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

なお、吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同じ寸法とする。

b. 横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その

取付け間隔は 12m 以下とする。

なお、壁貫通等で振れを防止できるものは、貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

- c. 立てダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、各階 1 個所以上支持する。

なお、立てダクトの支持金物は、表 2.4.12 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

表 2.4.12 ダクトの吊り金物(単位 mm)

ダクトの長辺	吊り金物		
	山形鋼	棒鋼	最大間隔
750以下	25×25×3	M10又は9	3,000
750を超え1,500以下	30×30×3	M10又は9	3,000
1,500を超え2,200以下	40×40×3	M10又は9	3,000
2,200を超えるもの	40×40×5	M10又は9	3,000

② スパイラルダクト

ア. ダクトの接続

接続は継手の外面にシール剤を塗布して直管に差し込み、ステンレス製ビスで周囲を接合したうえ継目をダクト用テープで二重に巻いて行うか、又は表 2.4.13 による接合フランジを用いて行う。フランジ接合にはフランジ幅と同一のフランジ用ガスケットを使用し、ボルトで気密に締め付ける。

表 2.4.13 ステンレス製ダクトの接合用材料(単位 mm)

呼称寸法	接合フランジ		フランジ取付け用 リベット		接合用ボルト	
	山形鋼	最大間隔	呼び径	リベットの 間隔	ネジの 呼び径	ボルトの 間隔
710 以下	25×25×3	4,000	4.5	65	M8	100
710 を超え 1,000 以下	30×30×3	4,000	4.5	65	M8	100
1,000 を超え 1,250 以下	40×40×3	4,000	4.5	65	M8	100

イ. ダクトの吊り及び支持

- a. 走りダクトの吊りは棒鋼吊りとし、その吊り間隔は 3,000mm 以下とする。なお、横走りダクトの吊り金物は、表 2.4.14 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

なお、吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同じ寸法とする。

- b. 横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付け間隔は 12m 以下とする。

なお、壁貫通等で振れを防止できるものは、貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

- c. 立てダクトには「標準図」に準ずる形鋼振れ止め支持を行うものとし、各階 1 個所以上支持する。

なお、振動伝播を防ぐ必要がある場合は防振材を取り付ける。

表 2.4.14 ダクトの吊り金物(単位 mm)

呼称寸法	棒鋼吊り金物	
	平 鋼	棒 鋼
750 以下	25×3	M10又は9
750 を超え 1,000 以下	30×3	M10又は9
1,000 を超え 1,250 以下	40×3	M10又は9

(注) 呼称寸法 1,000 mm を超えるダクトの棒鋼は強度を確認のうえ選定する。

(6) 勾配

ドラフトチャンバー用排気ダクトは、原則として空気の流れに向って上り勾配をとり最低部には必要に応じて自動排水式又は手動排水式液溜り排水管を設けるものとし、その要領は「下水道施設標準図（詳細）」（以下「施設標準図」）による。

第 206 条

ビニル製ダクト及びビニル製ダクト付属品

(1) ビニル製ダクトの区分

ダクトは使用目的や設置環境により次のビニル・A 及びビニル・B の 2 種類とし、ダクトを表 2.4.15 により区分する。

① ビニル・A ダクト

鋼帯、吊り金物及び支持金物等がすべてステンレス製（SUS 304）のものとし、本仕様による。

② ビニル・B ダクト

ビニル板、ビニル製アングル、リベット以外の鋼帯、山形鋼、ボルト・ナット、吊り金物及び支持金物の材質は亜鉛鉄板製ダクトの仕様によるものとし、他の仕様は本仕様による。

表 2.4.15 ダクトの圧力区分

ダクト区分	常用圧力 (単位 Pa)	
	正圧	負圧
低圧ダクト	+ 500 以下	- 500 以内
高圧1ダクト	+ 500 を超え +1,000 以下	- 500 を超え -1,000 以内
高圧2ダクト	+1,000 を超え +2,500 以下	-1,000 を超え -2,500 以内

注) 常用圧力とは、通常運転時におけるダクト内圧をいう。

(2) ダクト用材料

① ビニル板

硬質塩化ビニル板 JIS K 6745 (硬質塩化ビニル板) の「グループ 3」とし、JIS マーク表示品とする。

表示例) PVC-U-E-T1-3、PVC-U-P-T1-3

② ビニル製アングル

硬質塩化ビニル製とする。

③ 鋼材

山形鋼は、JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス鋼、等辺山形鋼)による SUS304 とする。

補強材の鋼帯は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯)による SUS 304 とする。

棒鋼はステンレス鋼棒 (JIS G 4303) による SUS 304 とする。

④ ボルト及びナット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の2種以上による JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) に準ずるステンレス鋼 (SUS 304) 製又は硬質塩化ビニル製 (硬質塩化ビニル製ダクトの接合用フランジ参照) とする。

⑤ フランジ用ガスケット

発泡軟質塩化ビニル又はクロロプレンゴムで、フランジ用ガスケットとしての十分な機能を有するものとする。

⑥ 溶接棒

ビニル板の熱風溶接に用いる溶接棒は JIS K 6746 (塩化ビニル樹脂溶接棒) とする。

(3) ダクト付属品

次の付属品の適用は、ダクト内圧 2,500Pa 以下とし、次によるほか、「標準仕

様書」第3編第1章第14節（ダクト及びダクト付属品）、第15節（制気口・ダンパー）の当該事項による。

① チャンバー

チャンバーの仕様、材料は長方形ダクトの当該事項によるものとする。

② 吹出口及び吸込口

騒音を発生することが少なく、吹出し及び吸込み機能が確実で、有効面積70%以上とし、構造堅固で容易に風量が調節できるものとする。

形状は、ユニバーサル形とし、取付枠、羽根及び背後のシャッターは硬質塩化ビニル製で、板厚3mm以上又は成形品とする。操作機構は合成樹脂製とする。構造は、「施設標準図」による。

③ 風量調節ダンパー

ケーシング及び可動羽根からなり、機能確実で振動及び騒音を発することが少なく、空気流に対する抵抗の少ないものとする。ケーシング及び可動羽根は、厚さ5mm以上の硬質塩化ビニル製とし、羽根の枚数は、長方形ダクトの場合は、原則として、ダクトの高さ400mm以内につき1枚で、羽根相互の重なり10mmとする。ダンパー軸は、硬質塩化ビニル管に鋼材を挿入したものとする。

レバー式（A型）の開閉機構の材質は、硬質塩化ビニル製又はステンレス鋼板製とし、ウォームギア式（B型）の連動機構の材質は、黄銅、青銅又は、SUS 304とする。構造は「施設標準図」による。

④ 防火ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

⑤ 防煙ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

⑥ 防火防煙ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

⑦ たわみ継手

厚さ2.0mm以上の軟質塩化ビニルシートとし、必要に応じ内部若しくは外部にVP20Aによる補強を施したものとする。構造は、「施設標準図」による。

⑧ 風量測定口

硬質塩化ビニル製とし、内径25mm程度でキャップ付きとする。

構造は、「施設標準図」による。

風量測定口の取付け個数は、長辺300mm以下は1個、長辺300mmを超え700mm以下は2個、700mmを超えるものは3個とし、その取付け位置は特記による。

(4) ダクトの製作及び取付け

下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）による。

① 長方形ダクト

ア. 板の継目

- a. 直管部の縦方向の継目は原則として四辺折り曲げ加工とし、折り曲げ部分を選けた位置で接合する。熱風溶接による突き合わせ、または当て板接合とする。横方向は、原則として熱風溶接によるビニル製アングル接合とする。
- b. 曲り部及び湾曲部は、角部を突合せ接合とする。ただし、高圧2ダクトで長辺が500mmを超える場合は、外面をFRP（ガラス繊維強化ポリエステル）の積層で強化する。
- c. 溶接する板の端部は、約60度の面取りをして後、溶接部は焦げ・空隙がなく完全なビードを出し十分に埋める。

塩ビ板等の溶接は、原則としてプラスチック溶接技術の有資格者（日本溶接協会のプラスチック溶接技術検定に合格したもの）の管理のもとで実施するものとする。

イ. ダクトの板厚

ダクトの板厚は表2.4.16による。ダクトの両端寸法が異なる場合はその最大寸法法則の板厚を適用させる。

なお、板厚を定める圧力は、原則として同一系統の最大圧力とする。

表 2.4.16 ダクトの板厚(単位 mm)

ダクト長辺	硬質塩化ビニル板		
	低圧・高圧 1ダクト	高圧2ダクト	
	1,000Pa以下	1,000Paを超え 1,500Pa以下	1,500Paを超え 2,000Pa以下
500以下	3	3	4
500を超え1,000以下	4	5	5
1,000を超え2,000以下	5	5	5
2,000を超えるもの	6	6	6

ウ. ダクトの接続

- a. 表2.4.17による接合用フランジを用いて行う。フランジの継ぎ箇所は四隅とし、フランジ接合部の溶接部はグラインダーなどで平滑に仕上げたのち、必要な穴あけ加工を行う。
- b. フランジとダクトとの取付けは、熱風溶接による。フランジ補強の鋼帯はフランジの片側の背面に取付け、両フランジ間にフランジ幅と同一のフランジ用ガ

スケットを挿入しボルトで共に気密に締付ける。

- c. フランジ接合部のダクト内部を補強する支柱はフランジの片側のみとし、硬質塩化ビニル管 (VU) の呼び径 50mm を取付座を設けて溶接によるか、または硬質塩化ビニル管 (VP) の呼び径 25mm に鋼管の呼び径 15mm を挿入したものをボルトにより、フランジと共に締付け補強する。

表 2.4.17 硬質塩化ビニル製ダクトの接合用材料(単位 mm)

ダクトの長辺	接合用フランジ		接合用ボルト	
	ビニル製 アングル	最大間隔	ねじの呼び	ボルトの 間 隔
500以下	50×50×6	4,000	M8(M10)	100(75)
500を超え1,000以下	60×60×7	4,000	M10(M12)	100(75)
1,000を超え1,500以下	60×60×8	3,000	M10(M12)	100(75)
1,500を超え2,000以下	60×60×7	3,000	M10	100
2,000を超え3,000以下	60×60×7	2,000	M10	100

注 接合用のボルト及びナットはステンレス鋼製又は硬質塩化ビニル製とする。

( ) 内は硬質塩化ビニル製ボルトの場合を示す。

エ. ダクトの補強

補強は表 2.4.18 及び表 2.4.19 により行い補強材の製作及び加工は、接合用フランジに準ずるが、ビニル製アングルは熱風溶接によりダクトを取付け、補強の鋼帯はビニル製アングルにボルトにより取付ける。なおボルト、ナットはステンレス鋼 (SUS 304) 製とする。支柱による内部補強は横方向の外部補強のビニル製アングル及び山形鋼部に行う。

表 2.4.18 ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	外部補強			取付用ボルト		支柱による 内部補強
	ビニル製 アングル	平鋼	最大間隔	最小 呼び径	最大間隔	
500 以下	50×50×6	—	1,000	—	—	—
500 を超え 1,000 以下	60×60×7	(50×4)	1,000	(M8)	(150)	—
1,000 を超え 1,500 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	1 箇所
1,500 を超え 2,000 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	1 箇所
2,000 を超え 3,000 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	2 箇所

(注) 1. ( ) 内は常用圧力が1,500Paを超え2,000Pa以下のもの。

2. 平鋼は鋼製又はステンレス製とする。

表 2.4.19 ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

	外部補強		取付箇所	取付用ボルト	
	ビニル製 アングル	平鋼		最小呼び径	最大間隔
2,000 を超え 2,500 以下	60×60×7	50×4	中央に 1 箇所	M8	150

オ. ダクトの吊り及び支持

吊り金物及び立てダクトの支持金物は表 2.4.20 によるものとする。横走り主ダクトには、「標準図」により形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付間隔は 12m 以下とする。なお、壁貫通などで振れを防止できるものは貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

表 2.4.20 ダクトの吊り金物及び支持金物(単位 mm)

ダクトの長辺	吊り金物			支持金物	
	山形鋼	棒 鋼	最大間隔	山形鋼	最大間隔
500 以下	30×30×3	M10又は9	4,000	30×30×3	4,000
500 を超え 1,000 以下	40×40×3	M10又は9	4,000	40×40×3	4,000
1,000 を超え 1,500 以下	40×40×3	M10又は9	3,000	40×40×3	4,000
1,500 を超え 2,000 以下	40×40×5	M10又は9	3,000	40×40×5	3,000
2,000 を超え 3,000 以下	40×40×5	M10又は9	2,000	40×40×5	3,000

② 円形ダクト

次によるほかは、(4)の①長方形ダクトの当該事項による。

ア. 直管

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) による VU (薄肉管) 若しくはこれに準ずるダクト用硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル板を溶接加工したものである。なお、使用区分は表 2.4.21 による。

表2.4.21 円形ダクトの使用区分表(単位mm)

口 径	硬質塩化 ビニル管 (VU)	ダクト用 硬質塩化 ビニル管	硬質塩化ビニル 板で溶接加工に よるもの
150	○	○	—
200	○	○	—
250	○	○	—
300	○	○	○
350	—	○	○
400	—	○	○
450	—	○	○
500	—	○	○
600	—	○	○
700	—	—	○
800	—	—	○
900	—	—	○
1,000	—	—	○
1,100	—	—	○
1,200	—	—	○
1,300	—	—	○
1,400	—	—	○
1,500を 超えるもの	—	—	○

ダクト用硬質塩化ビニル管の材質の物性値及び寸法、又は、溶接加工による場合の板厚などは表 2.4.22、2.4.23 及び表 2.4.24 による。

表 2.4.22 ダクト用硬質塩化ビニル管の材質の物性値

項 目	単 位	数 値	試 験 法
引 張 強 さ	N/mm <sup>2</sup>	47	JIS K 6741
曲 げ 強 さ	〃	79	JIS K 6911
曲げ弾性率	〃	2,942	JIS K 6911

表 2.4.23 ダクト用硬質塩化ビニル管の寸法(単位 mm)

呼称	外径	内径	肉厚	長さ
150	165	160	2.5	4,000
200	216	211	2.5	4,000
250	267	261	3.0	4,000
300	318	312	3.0	4,000
350	370	363	3.5	4,000
400	420	412	4.0	4,000
450	470	461	4.5	3,000
500	520	510	5.0	3,000

表 2.4.24 硬質塩化ビニル板の溶接加工による円形ダクトの板厚(単位 mm)

ダクトの口径	常用圧力 Pa		
	1,500 以下	1,500 を超え 2,000 以下	2,000 を超え 3,000 以下
300以下	3	3	3
300を超え500以下	3	4	4
500を超え800以下	4	4	5
800を超え1,000以下	5	5	5
1,000を超え1,200以下	5	5	5
1,200を超え1,500以下	5	6	6
1,500を超えるもの	6	6	6

(注) 溶接加工による円形ダクトは、使用圧力に十分対応できる補強材等で補強する。

イ. 曲り管等の継手

JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)の規格に準じたものか、直管と同じ硬質塩化ビニル管若しくはダクト用硬質塩化ビニル管、又は硬質塩化ビニル板を溶接加工したものとする。

なお、継手として接合する管の一方をスリーブ状に加工受け口付管を用いてもよい。

ウ. ダクトの接続

ダクトの接続は、熱風溶接によるソケット接合、当て板接合又はフランジ接合とし、使用区分及び接合用材料は表 2.4.25 による。

表 2.4.25 使用区分及び接合用材料(単位 mm)

ダクトの呼び径	使用区分			当て板接合	フランジ接合			
	ソケット 接合	当て板 接合	フランジ 接合	当て板の 厚さ	接合用フランジ		接合用ボルト	
					ビニル製 アングル	板フラ ンジ	ねじの 呼び	ボルトの 間隔
400以下	○	○	○	ダクトの 厚さ以上	40×40×5	45×10	M8 (M10)	75
400を超え 800以下	○	○	○		50×50×6	—	M8 (M10)	75
800を超え 1,200以下	—	○	○		60×60×7	—	M8 (M10)	75
1,200を超える もの	—	○	○		60×60×7	—	M8	100

- (注) 1. 1,200を超えるフランジ接合には、50×4鋼帯で補強する。  
 2. 板フランジに替えて溶接フランジを使用してもよい。  
 3. 接合用のボルト及びナットはステンレス鋼製又は硬質塩化ビニル製とする。  
 ( ) 内は硬質塩化ビニル製ボルトの場合を示す。

エ. ダクトの吊り及び支持

横走りダクトの吊り金物及び立てダクトの支持金物は、表 2.4.26 及び「施設標準図」による。横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付間隔は 12m 以下とする。なお、壁貫通等で振れを防止できるものは貫通部と吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

表 2.4.26 ダクトの吊り金物及び支持金物(単位 mm)

ダクトの口径	吊り金物			支持金物	
	鋼帯	棒 鋼	最大間隔	山形鋼	最大間隔
300 以下	30×3	M10 又は 9	4,000	30×30×3	4,000
300 を超え 500 以下	40×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000
500 を超え 1000 以下	50×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000
1000 を超えるもの	40×40×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000

オ. 勾配

ドラフトチャンバー用排気ダクトは原則として空気の流れに向かって上り勾配をとり、最低部は必要に応じて自動排水式又は手動排水式液溜り排水管を設けるものとし、その要領は「施設標準図」による。

## 第 3 章 分析ガス設備

### 第 1 節 分析ガス設備

#### 第 301 条 一般事項

1. 処理場施設の水質試験室に設けた原子吸光光度計、ガスクロマトグラフに供給する分析用の各種特殊ガス用の配管及び供給装置を施工する。

なお、施工要領は「施設標準図」による。

施工は、高圧ガス取締法（一般高圧ガス保安規則及び容器保安規則、同告示）高圧ガス保安協会「高圧ガスの配管に関する基準」KHK 0302 に従うこと。

ステンレス鋼管の溶接は「ステンレス鋼溶接適格性証明書」を有するものを行うこと。

#### 第 302 条 配管工事

##### (1) 配管材料

① 管は、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）継目無製造品の SUS 304TP による光輝焼鈍（BA）管で、厚さ 1.0mm 以上の小径管（チューブ管）又はスケジュール管（Sch5S）とし、適用は、特記仕様書による。

② 継手は、JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手）による SUS 304 に準じるものとする。

##### (2) 管の洗浄

① 施工前に管内を十分に酸洗・脱脂洗浄する。

② 気密試験後に窒素ガスにより連続ブローし、管の両端を密閉する。

##### (3) 管の接合

アルゴンガスによる TIG 溶接とし、溶接中には管内にアルゴンガスを流し完了後は管の両端を密閉する。

##### (4) 配管

① 室内配管で天井、床、壁などを貫通する箇所には座金（SUS 304）を取付ける。

② 屋外の露出配管又は屋外に設けるボンベ室内配管はステンレスの特性による侵食の恐れがある場合は、保護措置を設けなければならない。

③ 配管の支持金物の形鋼、吊りボルト、ナットなどはステンレス製（SUS 304）とする。

④ 配管の支持は立管については各階ごとに 1 カ所以上振れ止めを行い横走り管は最大 1.5m とし曲部、分岐箇所は必要に応じ支持する。

##### (5) 試験

配管完了後に、窒素ガスを封入し、次の圧力値による気密試験を行う。

第 303 条  
機材

なお、保持時間は最小 2 時間とする。

アセチレンガス (C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> ) 管	0.196MPa以上
その他の管	0.981MPa 以上

(1) 供給集合装置 (マニホールドまわり)

マニホールドは、容器内の高圧ガスを減圧し常に安定した圧力供給量のガスを水質試験室内の要所に設けたアウトレットに供給する。

マニホールドは、圧力調整器、切替弁などよりなり、左右に設けた特殊ガス容器を手動切替弁により使い分ける。圧力調整器、手動切替弁はダイヤフラム式とし、集合装置の材質は接ガス部をステンレス製 (SUS 304) とする。

圧力調整器に付属する圧力計の目盛は高圧側 0~25MPa 低圧側は 0~1.5MPa とし、文字盤の外径は 50mm 以上とする。

なお、アセチレンガス用の高圧側の目盛は 0~2.5MPa 低圧側は 0~0.3MPa とする。

高圧配管部に、容器交換時、連結管に拡散侵入した不純物としての空気を外部に放出するためのパージ弁を設ける。また、可燃性の水素ガス及びアセチレンガスの場合は、パージ弁からの放出配管を設け、ボンベ庫外の屋外の安全な場所に放出する。

(2) 容器支持架台まわり

手動切替弁及び容器の支持金具、架台などの材質は一般構造用圧延鋼材の 2 種以上による形鋼又は鋼板により溶接加工とし、壁又は床基礎に堅固に取付ける。

容器転倒防止用鎖の材質は、ステンレス製 (SUS 304) とする。

手動切替弁まわりの支持架台には、ガス種別の銘板を設ける。

支持金具、架台などの一般構造用圧延鋼材はすべてエポキシ樹脂エナメル (2 液形) 塗装 [耐酸塗装] を行う。

(3) 取出し弁装置 (アウトレット)

水質試験室内の配管の末端に設けるガス取出し口で圧力調整器、圧力計、取出し弁、ホースエンドなどよりなり、配管のアウトレット取付部には止め弁 (アングル弁など) を設ける。

圧力調整器、止め弁はダイヤフラム式とし、弁装置の材質は接ガス部をステンレス製 (SUS 304) とする。

圧力調整器に付属する圧力計の目盛は 0~1.0MPa、アセチレンガス用は 0~0.3MPa とする。

なお、アウトレットを壁面などに設ける場合の取付金物は、ステンレス製

(SUS 304) とする。

(4) 防爆器

装置内で逆火が発生した場合に、その伝播を阻止することを目的とし、ガス配管のうち、可燃性のアセチレン及び水素ガス配管のマニホールド部及びアウトレット部の配管に設ける。材質はステンレス製 (SUS 304) とする。

(5) 圧縮空気供給装置

圧縮空気供給装置を設ける場合の圧縮機は、次による。

圧縮機は、J I S B 8321 (小型往復空気圧縮機) に適合するもので、オイルフリー形 (オートドレントラップ付) とし、アフタークーラー、ドライヤー (オートドレントラップ付)、エアクリーナー (濾過精度  $1 \mu\text{m}$ ) などを付属する。圧縮機の架台は、防振基礎 (屋外ポンペ庫内等に設置する場合は除く) とし、吐出管には、フレキシブルジョイント (SUS 304) を設ける。

## 第 4 章 排水設備

### 第 1 節 安全水槽

第 401 条  
安全水槽

1. 安全水槽を設ける場合は、その構造・寸法は「施設標準図」による。

## 別紙1 「工事標示板」



別紙1. 工事標示板

工事標示板の規格

工 事 標 示 板	
工 事 名	〇〇市〇〇終末処理場建設工事
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主体名	〇 〇 市
発注者名	日本下水道事業団
工事監理 (電話)	日本下水道事業団 〇〇〇事務所 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
工事受注者名	〇 〇 建設 共 同 企 業 体
同現場責任者名 (電話)	〇 〇 〇 〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

140センチメートル

110センチメートル



## 別紙 2 「施工体制台帳に係る書類の提出について」



## 施工体制台帳に係る書類の提出について

### 1. 施工体制台帳に記載すべき内容

施工体制台帳に記載すべき内容は以下の通りである。

- (1) 建設業法第 24 条の 7 及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注 1) 施工体制台帳の作成方法等は、下記マニュアルを参考とする。

○「施工体制台帳等活用マニュアル」<国土交通省ホームページに掲載>

- ・施工体制台帳等活用マニュアル（本文）
- ・施工体制台帳等活用マニュアル（チェックリスト）
- ・施工体制台帳等活用マニュアル（事例集）
- ・※【参考】施工体制台帳、施工体系図等作成例

### 2. 提出手続き

監督職員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を工事着手までに提出させるものとする。又、工事の進行に伴い施工体制に変更が生じる場合はそのつど提出させるものとする。



## 別紙3 「火災保険等の取扱について」



## 火災保険等の取扱いについて

工事請負契約書第 57 条に基づき、工事目的物及び工事材料等を火災保険等に付する場合の取扱いは、下記によるものとする。

(損害のてん補条件)

第 1. 下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。

- (1) 火災、落雷、爆発又は破裂
- (2) 台風、せん風、暴風、暴風雨の風災

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これをさまたげるものではない。

(保 険 金)

第 2. 原則として請負代金額とする。

(保険の期間)

第 3. 保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後 14 日とする。

(対象外工事)

第 4. つぎに掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

- (1) 解体、撤去工事
- (2) 建物の基礎工事、外構工事

(保険契約の変更)

第 5. 保険契約締結後に請負代金額の変更又は、工期延長等があった場合は、相応の保険契約の変更をしなければならない。

(保険証券等の提示)

第 6. 保険契約の締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを、主任監督員に提出しなければならない。

(協 議)

第 7. この取扱いによりがたい事項については、必要に応じて受注者は、主任監督員と協議するものとする。



## 別紙 4 「建築機械設備工事記録写真撮影要領」



## 建築機械設備工事記録写真撮影要領

### 1. 適用範囲

- (1) この要領は、日本下水道事業団が発注する建築機械設備工事の工事写真撮影に適用する。

### 2. 撮影用具

- (1) 工事写真の撮影用具は、原則として、フィルムを使用せず静止画像のデジタルデータ（以下、画像ファイルという）を記憶媒体に記憶するカメラ（以下、デジタルカメラという）を用いるものとする。
- (2) デジタルカメラは、画像ファイルの記録形式はJPEG形式とし、有効画素数は黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とする。（100万から300万画素程度＝1,200ピクセル×900ピクセル程度から2,000ピクセル×1,500ピクセル程度）
- (3) 画像ファイルの破損等の事態に備え、同一の画像ファイルを複数の記憶媒体に保存（バックアップ）する。
- (4) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行うことができる。この場合、次の1）から3）の全てを実施する。
  - 1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」とする）については、3.（1）3）①に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示する。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照する。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
  - 2) 使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録することができる。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
  - 3) 受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、写真納品時にその結果を併せて監督職員へ提出する。

### 3. 撮 影

- (1) 工事写真の撮影は、次による。

#### 1) 撮影計画の提出

受注者は、工事写真の撮影及び記録を行う写真記録員を定め、監督職員に通知するとともに、工事写真撮影計画書を提出する。ただし、小規模の工事については、監督職員の承諾を得て、撮影計画書の提出を省略することができる。

#### 2) 撮影内容

① 工事経過の記録

どのような順序でいつ施工されているかといった一般的な内容の写真である。

② 仕様材料の確認品質管理の確認

建築機械設備工事では、完成してからではコンクリートや土中埋設、仕上げ材に隠れて見えなくなる材料が多い。どのような材料が、どの程度の量使用されているかを後日でも確認できるように撮影しておく。

なお、写真には機材表面に直接記入された表示又は包装紙（又は箱、缶等）の表示、及び黑板によりできるだけ、撮影内容が分かるように撮影する。

3) 撮影方法

① 写真には、原則として、工事名、撮影場所、工種、撮影対象等のうち必要な事項を記入した小黑板等を入れて撮影する。

② 写真には、所定の施工寸法が判定できるようにスケール等、寸法を示す器具を入れて撮影する。

③ 材質等の確認には、ラベル、JISマーク等を添えて撮影する。

④ 写真はすべてカラー撮影とする。

4) その他

① 撮影にあたっては、撮影対象の周囲を整理する。

② 撮影方法は、できるだけ同一とすること。

③ 撮影は、原則として次の工程に移る直前に行う。

④ 夜間工事は、夜間の状況が判断できる写真であること。

4. 提出写真等

(1) 工事写真の提出は、次による。

1) 画像ファイル

① 画像ファイルは、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理し、電子媒体により提出する。

② 工事写真を格納する電子媒体は、CD-RまたはDVD-Rとする。

2) 写真

① 写真は、A4版の印刷用紙にL版程度の大きさに直接印刷し提出するか、または、L版程度の印刷用紙に印刷したうえで写真帳に貼り提出する。なお、写真はフルカラー印刷とし、インク及び印刷用紙は、通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

② 写真は、工事着手前、工事中、工事完了の各段階の記録及び確認ができるように整理する。

③ 写真には、撮影情報（撮影場所や工種、撮影状況等）や判読困難な小黑板の文字等の必要事項を添付して整理する。また、必要に応じて、撮影位置や撮影状況等の説明に必要な参考図を添付して整理する。

5. 提出部数

工事写真の提出部数は、別に定める「工事記録写真電子管理要領」による。

6. その他

工事写真は、工事期間中、いつでも確認できるように、常に整理しておかなければならない。なお、写真管理ソフトを用い、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理する。

## 別紙 5 「工事完成図書等一覧表」



工事完成図書等一覧表

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 市	事業団		
1 工事完成図 (特記仕様書を含む)	A 1 版	原図 1	1	—	A 1 版保存 ケース入り	作成方法は、以下による。 ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は不要とする。  原図は、第2原図（電子複写・トレーシングペーパー厚手）、トレーシングペーパーに鉛筆書き、又はCADで作成し、トレーシングペーパーに出力する。 なお、寸法、縮尺、文字、図面記号等は設計図書に準ずること。  完成図に含む図面等は、別に定める「工事完成図書電子納品要領」による。
2 工事完成図 縮小版 (特記仕様書を含む)	A 3 版	原図 1	1	—	1 枚每袋入れ とし、A 3 版 に製本	原図はポリエステルフィルム（厚さ0.075 mm以上）とする。  ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は不要とする。
		複写図 2	2	—	A 4 版に製本	
3 機器完成図	A 4・A 3 版	1	1	—	A 4 版に製本	
4 機器取扱い 説 明 書	A 4 版	2	2	—	A 4 版に製本	機器の取扱い説明及び保守に関する事項
5 維持管理 要 領		1	1	—		原則として、建物ごとに「管理者のための建築物保全の手引き」（建築保全センター版）を記入の上提出する。
6 機器性能 試 験 書	A 4 版	2	2	—	A 4 版に製本	各機器の性能、作動試験等を記載したもの

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 市 都	事業団		
7 保守工具 一 覧 表	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製本	保守工具がある場合
8 官 公 署 手続書類等	本紙を複写し たもの	2	2	—	A 4 版に製本	受注者又は受注者代行手 続きの関係書類一式 (消防用設備設置届、特 定施設設置届、その他)  本紙は、別ファイルにま とめ提出する。
9 工 事 記 録 写 真						撮影は、別紙4の「建築 機械設備工事記録写真撮 影要領」による。  提出は、別に定める「工 事記録写真電子管理要 領」による。
10 工事責任者 及び連絡先 一 覧 表	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製本	5. と兼用で可
11 工 事 請 負 契約書(写)	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製本	
12 電 子 成果品	CD-R又は DVD-R	5	1	4		作成要領は、別に定める 「工事完成図書電子納品 要領」による。

注) 工事完成図書等の提出内容及び提出部数は、上記を原則とするが、監督職員と協議の上で決定する。

(付 則)

工事完成図書表紙の様式について

1. 表 紙 黒厚表紙（金文字）

2. 形 式

- (1) 表紙・背表紙の書体は、明朝体とする。
- (2) 表紙・背表紙の文字の大きさは、次のとおりとする。

表 紙		背表紙
◎	〇〇市終末処理場	〇〇市終末処理場
	〇〇〇〇〇〇建設工事	〇
◎	完成図書	建設工事その〇
		平成〇年度
◎	平成〇年度	完成図書
		〇
	日本下水道事業団	〇 日本下水道事業団
◎	〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇株式会社

- (3) 製本A4版は、ネジ止めとする。ただし、工事完成図縮小版は、観音製本（2つ折りのり付け製本）とする。
- (4) 目次及び通し番号を付ける。
- (5) 平成〇年度は、協定年度：設計書記載年度を指す。



## 別紙 6

### 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての 石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示」

平成 18 年 3 月 1 日改正、大気汚染防止法が施行され、特定建築材料に対する特定粉じん排出作業時の掲示が義務付けられました。当該作業を行う時は、各都道府県環境担当部署と協議を行い、様式 6 に同法施行規則第 16 条の 4 の事項を追記するなど適切に対処してください。



基安発第 0802001 号  
平成 17 年 8 月 2 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長  
社団法人 全国建設業協会会長  
社団法人 建築業協会会長  
社団法人 全国中小建設業協会会長  
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長  
建設業労働災害防止協会会長

） 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての  
石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められているところです。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、傘下会員事業場に対して周知徹底されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示について  
石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。  
前者の場合については石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること（別紙 1 参照）、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること（別紙 2 参照）。  
なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること（別紙 3 参照）。
- 2 石綿のばく露防止対策等の確実な実施について  
石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底を図ること。

(別紙1)

(例ー届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>当現場では、( ) 労働基準監督署へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出</li> <li>・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出</li> </ul> <p>を行っております。</p>			
届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)			平成〇〇年〇〇月〇〇日
<p>石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所の隔離</li> <li>・立入禁止措置</li> <li>・湿潤措置</li> <li>・保護具・保護衣の使用</li> </ul>		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		施工事業者名: _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育: 〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)		現場責任者氏名: _____	

(別紙2)

(例ー届出対象以外)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。</p>			
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
<p>石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿潤措置</li> <li>・保護具・保護衣の使用</li> <li>・立入禁止措置</li> </ul>			平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育: 〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)		施工事業者名: _____	
		現場責任者氏名: _____	

(別紙3)

(例)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。</p>			
調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)			
施工事業者名: _____			
現場責任者氏名: _____			

## 別紙 7

### 「建設リサイクル法に関する工事実施要領」



## 建設リサイクル法に関する工事实施要領

### 1 目的

本要領は、日本下水道事業団が発注する工事の施工に当たり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「法」という。）の適切な運用を図るため、受注者等が行わなければならない事項を定め、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の推進に寄与することを目的とする。

### 2 適用対象

本要領は、日本下水道事業団が発注する工事のうち、法第 9 条第 1 項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」（平成 12 年 11 月 29 日政令第 495 号）第 2 条に定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等（以下、「対象建設工事」という。）を対象とする。

#### 【対象建設工事】

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）のいずれかを用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（土木工事を含む）等で、下記の規模の基準以上の工事をいう。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	延床面積 500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円
建築物以外の解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500 万円

※ 当該地域の条例による上乗せ等があることを確認する。

### 3 落札者等の責務

- (1) 対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、法第 12 条第 1 項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「説明書（別紙 1）」に記載し、都道府県知事発行の処理施設の許可証の写しとともに、落札決定後速やかに発注者が指定する部署へ提出しなければならない。

#### 【特定建設資材廃棄物】

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったもの（コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊）をいう。

(2) 落札者等は、法第 13 条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号。以下「分別解体省令」という。）第 4 条に基づき、以下の事項を「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面（別紙 2）」に記載し、発注者の確認を受けた後、契約図書に綴じ込み契約担当課へ提出しなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

なお、落札者等は、これらの見積もりに当たっては、適切にその費用を算定しなければならない。

#### 【解体工事に要する費用】

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

なお、解体工事に要する費用は契約金額の内書きである。

#### 【再資源化等に要する費用】

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

なお、再資源化等に要する費用は契約金額の内書きである。

## 4 受注者の責務

(1) 受注者は、法第 11 条に基づき監督職員が作成した「通知書（別紙 3）」の正副を、工事着工前までに工事現場を管轄する都道府県等の受理通知窓口へ提出し、都道府県等の受理印を受けた通知書（副）を監督職員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、法第 18 条第 1 項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「再資源化等報告書（別紙 4）」に記載し、監督職員に提出しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

なお、受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を「再生資源利用実施書（別紙 5）」及び「再生資源利用促進実施書（別紙 6）」により作成し、別紙 4 に添付しなければならない。

なお、別紙 5 及び別紙 6 は、国土交通省のホームページから入手できる。

(3) 受注者は、対象建設工事に係る解体工事を施工するに当たっては、法第 31 条及び第 32 条並びに解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年 5 月 18 日国土交通省令第 92 号。以下

「登録省令」という。)第7条に基づき、技術管理者を選任し、当該工事の施工に従事する作業員を監督させなければならない。

(4) 受注者は、法第33条及び登録省令第8条に基づき、同省令で定められた標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(5) 受注者は建設業の許可を受けている場合、上記(3)に替えて建設業法(平成12年11月27日法律第127号)第26条に基づく主任技術者(又は監理技術者)を設置しなければならない。

また、上記(4)に替えて建設業法第40条に規定する標識を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

## 5 下請契約における請負者及び下請負者の責務

(1) 受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第12条第2項の規定に基づき、本要領「3 落札者等の責務(1)」において発注者が指定する部署へ提出した説明書(別紙1)の内容について、「告知書(別紙7)」により、下請契約の相手方に告げなければならない。

(2) 受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第13条及び分別解体省令第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面(別紙8)」に記載し、下請契約書に綴り込まなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)

なお、受注者は、別紙8の作成に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条第3項及び同法施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第6条の2第2項の規定により、別紙8における第3項及び第4項の再資源化等に関する事項について記載してはならない(廃棄物の再資源化等については、廃棄物処理法により委託契約が義務付けられている)。

## 6 その他

(1) 受注者は、上記に定めのない事項については監督職員の指示に従い、法に係る事務手続き等を適切に行わなくてはならない。

(2) 提出が必要な各書面については、本要領中の各様式をコピーのうえ、作成すること。

## 附 則

本要領は、平成14年5月30日以降に契約する請負工事に適用する。



# 建設リサイクル法に関する工事実施要領記載例集

日本下水道事業団

## 目 次

別紙 1	.....	87
工程表	.....	88
別表 1	.....	89
別表 2	.....	90
別表 3	.....	91
別紙 2-1	.....	92
別紙 2-2	.....	93
別紙 2-3	.....	94
別紙 3	.....	95
別紙 4	.....	96
別紙 5	.....	97
別紙 6	.....	98
別紙 7	.....	99
別紙 8-1	.....	100
別紙 8-2	.....	101
別紙 8-3	.....	102

説 明 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

日本下水道事業団 〇〇〇〇 様

落札の年月日以降  
契約日以前

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)電話番号 〇〇- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 \_\_\_\_\_

住所 東京都千代田区 〇〇町 〇〇番 〇〇号 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 〇〇市 〇〇浄化センター 〇〇〇〇建設工事 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 〇〇県△△市□□町△△丁目地先 \_\_\_\_\_

3. 説明内容 別添資料のとおり

4. 添付資料(該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

①別表(別表 1～3 のいずれかに必要な事項を記載したもの)

別表 1(建築物に係る解体工事)

別表 2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表 3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

②工程の概要を示す資料(できるだけ図面、表等を利用する。)

工程表

③都道府県知事発行の処理施設の許可書の写し 許可書の写し

確認

平成 年 月 日

## 工 程 表

(〇〇〇〇工事の作業工程)

作業内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	備考
機器設計								
機器製作								
土工								
本體工								
周辺整備工								
撤去工								
跡片付け工								

\* 工程表の様式は特に定めていない（様式自由）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 ( 住宅密集地 )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (狭いため隣地の使用許可必要)	隣地使用の承諾、道路使用許可等
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 (大型車交通不可)	交通整理員の常駐、2 tトラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン ) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する旨確認済み
	特定建設資材への付着物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (吹き付けアスベスト ) <input type="checkbox"/> 無	
	その他	○○○○	○○○○
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	25 トン
発生が見込まれる部分 (注)			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>40</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>10</u> m その他 ( )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( 更地 )	道路使用許可等
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>10</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 ( )	近隣住民自治会との交通整理員常駐による事前了解あり
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他	○○○○	○○○○
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容
	①造成等		造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根		屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 ( 仮設 )		その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び徳地建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	1,300 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	200 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	65 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 配電盤基礎等 )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>5</u> m その他 ( 道路上交通量多し、民家が密集 )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( 工作物の置き場所あり )	支障なし
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>10</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 ( 現況道路使用のため問題なし )	支障なし
	特定建設資材への着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( 配電盤等基礎 )	その他工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	0.2 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	0.02 トン	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと

別表 1, 2, 3 との食い違いが見られるので注意すること

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費)

〇〇〇〇〇〇 円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

(受注者の見積り金額を記入)

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

所在地は都道府県から記載すること

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

(書ききれない場合は別紙に記入する)

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費)

円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(受注者の見積り金額を記入)

確認

平成 年 月 日

別紙 2-2

別表 1, 2, 3 との食い違いが見られるので注意すること

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①造成等	造成等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
④屋根	屋根の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ( )	その他工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費)

なし 円 (税抜き)

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

所在地は都道府県から記載すること

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート	〇〇建材(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

(書ききれない場合は別紙に記入する)

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費)

円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(受注者の見積り金額を記入)

□確認
平成 年 月 日

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □ 有    ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □ 有    ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □ 有    ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有    ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有    ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（配電盤等基礎等）	その他工事 ■ 有    □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

なし 円（税抜き）

（注） ・ 解体工事の場合のみ記載する。

（受注者の見積り金額を記入）

- ・ 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・ 仮設費及び運搬費は含まない。

所在地は都道府県から記載すること

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	株〇〇産業	東京都△△区△△-△△
コンクリート	株□□工業	東京都〇〇区〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート	△△△△	東京都△△区△△-△△
木材	〇〇チップ工場	東京都□□区□□-□□

（書ききれない場合は別紙に記入する）

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

〇〇〇〇〇〇 円（税抜き）

（注） ・ 運搬費を含む。

（受注者の見積り金額を記入）

□ 確認
平成    年    月    日

通 知 書

第 号  
平成 年 月 日

工事着工日より前に通知  
する年月日を記入する

〇〇 知事 殿

(工事発注者)発注者名: 日本下水道事業団 〇〇

住所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(通知者)職・氏名: 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり  
通知します。

記

連絡先	所属名	日本下水道事業団〇〇総合事務所〇〇事務所			
	担当者職氏名	監督職員	コウジ	ハナコ	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇			
	電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
工事内容	工事の名称	〇〇市 〇〇浄化センター 〇〇〇〇建設工事			
	工事の場所	〇〇県△△市□□町△△丁目地先			
	工事の概要	工事の種類と規模 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)			
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m <sup>2</sup>
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事対象床面積 m <sup>2</sup>
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの		用途	階数	請負代金 万円(税込)	
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( 舗装 )注	請負代金	万円(税込)			
工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 工事着工予定日: 平成〇〇年〇〇月〇〇日				
請負者	会社名	〇〇建設株	現場代理人氏名	シケン 資源 イチロウ 一郎	
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇 東京都千代田区〇〇町〇〇-〇〇			
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇)	FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

※受付番号: \_\_\_\_\_

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。  
(例: 舗装、築堤、土地改良等)

別紙 4

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

日本下水道事業団 ○○○ 様

氏名 ○○建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号 ○○○-○○○○) 電話番号 03 - ○○○○ - ○○○○

住所 東京都千代田区○○町○○丁目○○番地○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 ○○市 ○○浄化センター ○○○○建設工事

2. 工事の場所 ○○県△△市□□町△△丁目地先

3. 再資源化等が完了した年月日 平成○○年 ○○ 月 ○○日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

所在地は都道府県から記載すること

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	株○○産業	△△県△△市△△-△△
アスファルトコンクリート	○○工業(株)	△△県△△市△△-△△
アスファルトコンクリート	△△△△	△△県△△市△△-△△
木材	株▽▽センター	△△県△△市△△-△△

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ○○○○ 万円(税込み)

6. 添付資料(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)
- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
  - 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)





告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

株式会社 ○○工業 様

下請契約日より前に  
告げる年月日を記入

氏名 ○○○建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号○○○-○○○○) 電話番号 ○○-○○○○-○○○○

住所 東京都千代田区○○町○○丁目○○番○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 ○○市 ○○浄化センター ○○○○建設工事

2. 工事の場所 ○○県△△市□□町△△丁目地先

3. 告知内容 別添資料のとおり

4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」と付すること。)

①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

□別表 1 (建築物に係る解体工事)

□別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

■別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

■工程表

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他( )	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇

円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事  ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事  ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事  □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事  □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事  □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事  □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、  
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

---

建 築 機 械 設 備 工 事 一 般 仕 様 書

令和2年4月

編著・発行 日本下水道事業団 事業統括部

東京都文京区湯島 2-31-27

湯島台ビル

印 刷

---

—不許複製・禁転載—

本図書を無断で複写複製・転載することは、  
著作権法上の例外を除き、禁じられています。